

## 令和6年度の個人住民税について(お知らせ)

### 令和6年度個人住民税(町民税・県民税)の定額減税

#### ① 制度の概要

経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改革において、令和6年度分の個人住民税について定額減税が実施されることとなりました。

#### ② 対象者

前年の合計所得金額が1,805万円以下の町県民税所得割の納税義務者

※均等割りのみが課税されている納税義務者および住民税非課税の方は対象外です。

#### ③ 減税額

本人、配偶者を含む扶養親族 1人につき 1万円

#### ④ 徴収方法(定額減税対象となる方)

住民税の定額減税額は、津野町が保有する税情報(確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、公的年金支払報告書等)を基に算出します。

※定額減税を受けるための申請等は必要ありません。

#### 【 普通徴収の方 】

定額減税前の税額をもとに算出した第1期分(令和6年6月分)の税額から減税し、第1期分から減税しきれない場合は、第2期分(令和6年9月分)以降の税額から、順次減税します。

#### 【 給与特別徴収の方(給与から差し引きされる方) 】

令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月～令和7年5月の11ヶ月で分割されます。

#### 【 公的年金特別徴収の方(年金から差し引きされる方) 】

定額減税前の税額をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から減税し、減税しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次減税します。

#### ⑤ その他

- ・ 定額減税は、他の税額控除の額を控除した後の所得割額から行います。
- ・ ふるさと納税の特例控除額の控除上限額は、定額減税前の所得割額によって算出します。

## 森林環境税の課税の開始

### ①制度の概要

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から創設された国税で、令和6年度から徴収されるものです。森林環境税にかかる税収は、県を經由して国に払い込みます。国は「森林環境譲与税」として自治体の人口、私有林人工林面積や林業就業者数に応じて各都道府県、市町村に分配します。

### ②対象者

日本国内に住所を有する個人

### ③税額

年額 1,000 円

※住民税と合わせて徴収されます。

東日本大震災特別復興税 1,000 円が令和 5 年度で終了したため、均等割の金額は昨年同様 5,500 円となります。